

## 堺市職員措置請求書

### 1. 請求の要旨

堺市長は、2004年4月1日に供用開始予定の新市庁舎内にある[市議会スペースに喫煙場所を設置するため、190万円の予算で工事を実施しようとしています。](#)

他方、堺市広報(2004年3月1日号)によれば、新庁舎の供用開始と同時に市庁舎及び市施設を全面禁煙にするとの方針を発表しました。

同広報には、「この法律(注:健康増進法)の趣旨を踏まえ、健康づくりの先進都市として、市庁舎や市の施設では建物内を禁煙とし、学校、幼稚園、保育所(園)では敷地内を禁煙とします。」との記載があります。

にもかかわらず、市庁舎内の一部に喫煙場所を設けることは、[健康増進法\(平成14年法律第103号\)第25条に定める受動喫煙防止のための措置](#)を講ずべき努力義務に反するものです。また、全市施設において禁煙を実施しながら、市議会内に「治外法権」とも言える場所を設けることは、同法第3条に定める「教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及」に努めるといふ地方公共団体の責務にももとより、違法です。

さらに、市役所に勤務する職員や市役所を訪れる市民などには「禁煙」を求めながら、市議会議員だけが特別に「喫煙」を認められるという考え方は、あまりにも非常識です。議員を特別扱いしたり、議員が多く利用する場所にだけ禁煙除外の設備をつくることは極めて不当な公金支出です。

上記各理由により、本件工事の実施は、堺市及び堺市民に多大の損害を与えるものであり、当該工事に係る今後の公金支出を停止するために必要な措置を講ずべきことを求めます。

また、当該工事は2004年3月15日に着工が予定されており、地方自治法第242条第3項に規定する「暫定的停止勧告」を行うことも併せて求めます。

### 2. 請求者 たばこれす 堺ブロック

住所

職業

氏名 4人連記

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

2004年3月8日

堺市監査委員 殿